

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、高松港港湾隣接地域の指定及び指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成21年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時 平成21年12月25日（金曜日）午後2時から
- 2 場所 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁東館5階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日6	基点第1号から94度48分23秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線及び基点第6号から94度28分46秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から124度27分04秒、1,256.46メートル、高松市朝日6丁目584の表示杭
第2号	基点第1号から4度28分45秒、614.92メートル、高松市朝日6丁目584の表示杭
第3号	基点第2号から94度14分56秒、215.61メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第4号	基点第3号から184度31分04秒、238.95メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第5号	基点第4号から94度29分02秒、201.26メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第6号	基点第5号から184度29分55秒、374.22メートル、高松市朝日6丁目580の表示杭